鹿嶋市地域ケア会議について

1　地域ケア会議とは

地域ケア会議は，地域包括ケアシステムの構築に向け，高齢者個人に対する支援の充実と，それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくことを目的とする会議であり，主に以下の５つの機能を有します。

（1）個別課題解決機能

・個別事例について多機関・多職種が多角的視点から検討をし，課題解決を行う。

・課題解決支援のプロセスを通じ，地域包括支援センター職員や，介護支援専門員等の課題解決力の向上を図り，自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質を高める。

（2）地域包括支援ネットワーク構築機能

・地域の関係機関等の相互の連携を図る。

（3）地域課題発見機能

・個別事例の課題分析等を積み重ねることにより，根本にある地域課題を明確化する。

（4）地域づくり・資源開発機能

・共有された地域課題の解決のため，インフォーマルサービスや地域の見守りネットワーク等，必要な地域資源の開発を図る。

（5）政策形成機能

・地域課題の解決を行うにあたり，地域に必要な施策や事業への反映を図る。

これら５つの機能は相互に関係し合い，循環しています。各機能が相互補完できるよう，市の実情に応じて，地域ケア会議やその他の会議を効率的に組み合わせていくことが求められます。

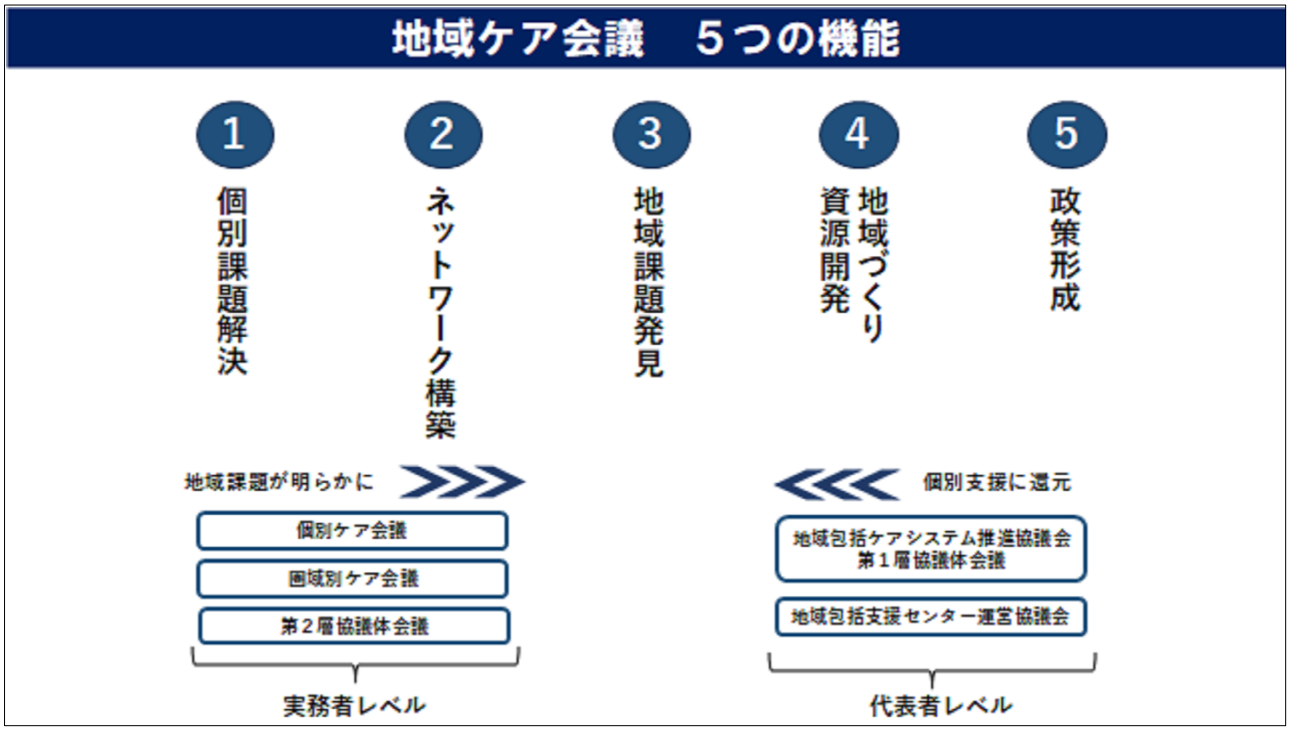

2　鹿嶋市における地域ケア会議等の種別

種別 （主催）		目的・内容	対象範囲	参加者構成
個別ケア会議 （市，地域包括支援センター）		個別の支援困難ケースについて，関係者で支援方法の検討，役割分担，モニタリング等を行う。	指定なし	対象の個別ケースに実際に関わっている関係者
圏域別ケア会議 ①多職種連携型②見守り推進型 （地域包括支援センター）		①困難事例等をもとに，支援方法や活用できる資源の検討，地域課題の抽出ならびに参加者の資質向上と関係職種の連携促進等を図る。 ②主にひとり暮らし高齢者等に関する情報交換を行う。	日常生活圏域 （実務者）	①医療・介護従事者 ②ひとり暮らし高齢者の見守りに携わる関係者
地域ケア推進会議	**第２層協議体会議 （生活支援コーディネーター）**	地域住民や企業・団体などの代表者が話し合い、地域における支えあいの仕組みづくりや課題解決に取り組む。		地域住民，民生委員児童委員，社会福祉協議会，区・自治会，シニアクラブ，シルバー人材センター，地域包括支援センター等
	地域包括ケアシステム推進協議会 ※R6～第１層協議体会議を内包 （市）	地域包括ケアシステムの総合的な整備や保健，医療及び福祉の連携強化等に向け，現状を把握し，課題や解決策を考え，必要な事業を推進していく。	市全域 （代表者）	医師，歯科医師，弁護士，薬剤師，社会福祉施設，居宅介護支援事業所，介護サービス事業所，民生委員児童委員，理学療法士（作業療法士），社会福祉協議会，シニアクラブ，シルバー人材センター，ボランティア，警察署，地域包括支援センター等
	地域包括支援センター運営協議会 （市）	地域包括支援センターの公正・中立性の確保と円滑かつ適正な運営を図るために協議を行う。		医師，歯科医師，介護保険施設，居宅介護支援事業所，社会福祉協議会，民生委員児童委員，介護保険被保険者，介護保険サービス利用者，保健・医療または福祉に関する学識経験者，関係する行政機関等

3　鹿嶋市地域ケア会議開催スケジュール

別紙「開催スケジュール」を参照